

大分県労働委員会会報

第62号

(平成28年版)

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会会報目次

第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概 要	1
1 労働委員会のしくみ	1
2 労働委員会の仕事	1
3 労働委員会の特色	1
第2節 委員及びあっせん員候補者	3
1 委 員	3
2 あっせん員候補者	5
第3節 総会及び公益委員会議	6
1 総 会	6
2 公益委員会議	8
第4節 事務局職員	8

第2章 平成28年における審査・調査の概要

1 不当労働行為事件	9
2 調整事件	9

第3章 審 査

第1節 不当労働行為事件の審査	10
1 概 況	10
2 不当労働行為事件審査取扱一覧表	10
3 事件の概要	11
第2節 証人等出頭命令	13
第3節 再審査事件	13
第4節 行政訴訟事件	13
第5節 労働組合の資格審査	13
1 概 況	13
2 組合資格審査取扱一覧表	13

第4章 調 整

第1節 労働争議の調整	14
1 概 況	14
2 労働争議調整事件調整状況一覧表	17
3 事件の概要	18
第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件	19
1 概 況	19
2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表	23
3 事件の概要	24
第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査	25
1 争議行為予告	25
2 労働争議実情調査	27

第5章 労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間	
第1節 労働相談業務の概況	29
第2節 労働相談週間	30
第3節 個別労働紛争処理制度周知月間	31
第6章 会議及び研修	
1 全国会議	32
2 九州地区会議	34
3 研究・研修	36
【資料編】	
第1 不当労働行為審査事件の推移	39
第2 労働組合の資格審査の推移	41
第3 労働争議調整事件の推移	42
第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移	44
第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	44
第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	45
第7 労働争議の発生状況	46
第8 委 員	47
第9 事務局組織・職員数	49
第10 大分県労働委員会規則	50

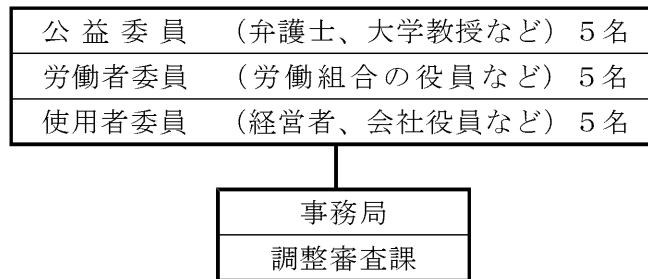
第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概 要

1 労働委員会のしくみ

- (1) 労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき、都道府県に設置された『労使紛争を解決するための専門的な行政機関（いわゆる行政委員会）』です。
- (2) 大分県労働委員会は、知事から任命された、公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」、使用者を代表する「使用者委員」の公労使三者5名ずつ、15名の委員で構成されており、労使それぞれの立場を反映させながら中立公正な紛争処理を行っています。
- また、委員会の事務を整理するために事務局が置かれています。

労働委員会の構成



- (3) 労使間の諸問題は、労使双方が誠意を持って話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿ですが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合があります。このような場合、公平な第三者として労使を仲立ちし、よりよい労使関係を形成するための手伝いをするのが労働委員会です。

2 労働委員会の仕事

労働委員会の仕事は、大きく分けると次の三つが主なものです。

労働組合法に基づき、集団的労使関係に関わる

- ① 不当労働行為の審査、判定を行う機能（審査機能、準司法機能）
- ② 労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能（調整機能）

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、知事から事務委任された

- ③ 個別労働関係紛争のあっせん（調整機能：平成14年4月から実施）

その他に、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査があります。

また、あっせん等に取り組む前段として、労働相談も行っております。

3 労働委員会の特色

労働委員会の特色としては、手数料などが無料であることに加え、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で解決に当たる点が挙げられます。

公労使の三者委員は、一致団結して事件処理を進めており、当事者双方の主張を十分聴いた上で、解決のための合意形成を図ったり、法のルールに基づく命令を発します。

大分県労働委員会の概要

労働委員会とは

【位置付け】
労働委員会は、労働者の団結等の保護及び労働組合と企業との間の紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成（公益委員、労働者委員、使用者委員）の独立行政委員会。

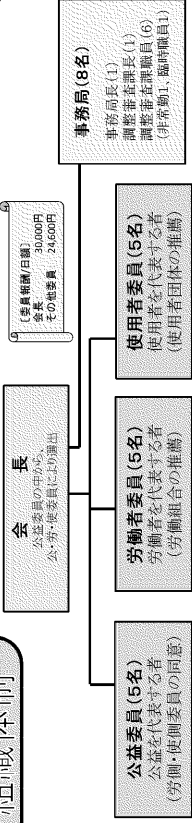
【職務】

- ① 不当労働行為事件の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働組合の資格審査（労働組合法）
- ② 知事から事務委任（H14年4月）による個別労働関係紛争のあっせん（個別労働紛争法）

【特色】

- ・法律上唯一認められた労働争議の調整を行う公的機関。
- ・公正中立な第三者として労使を中立らし、よりよい労使関係を形成するための手伝いをする。
- ・手数料無料。手続き簡便。処理迅速。（あっせん）
- ・白黒を付けるのではなく互いの歩み互いによる解決を目指す。非公開。（あっせん）

組織体制



- ・定例総会：毎月2回
- ・臨時総会：改選時等
- ・不当労働行為審査事件：公・労・使各2名、計6名にて審査
- ・労働争議、個別労働関係紛争：公・労・使各1名、計3名にて調整

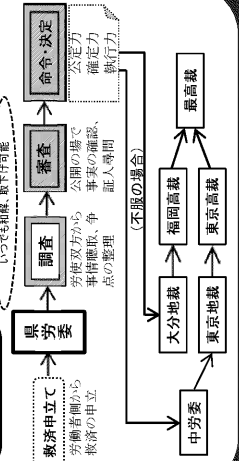
主な4業務

不当労働行為事件

不当労働行為とは・・・

- 使用者が労働組合又は労働者に対して行う行為
- ① 労働組合への加入、結成、組合の正当な行為等を理由として解雇、不利益な取扱いをすること。
 - ② 労働者の代表と団体交渉を正当な理由なく拒むこと。
 - ③ 労働者が組合を結成し、若しくは運営することを支配又は介入すること。
 - ④ 労働委員会への不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いを行うこと。

審査のながれ



実績・主な事例

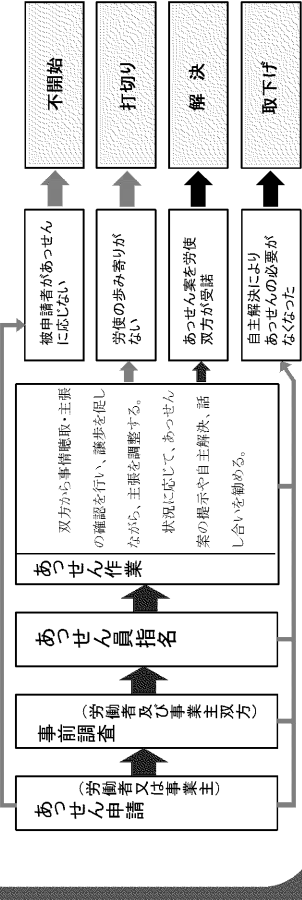
【物品賃貸業】
会社が社（申立先）への発注業務の一部を削減し、社はそれを理由に組合員の転雇を求めた。
組合は、会社の行為は、Y社と共に謀って組合員の仕事量と賃金を減少させ、組合の弱体化を図った支配介入に当たるとして救済を申立て。
・会社は、Y社とは別個独立した会社であり、Y社の従業員である組合員の使用者には該当しないため、不当労働行為ではないと主張。
【申立日（継続中）】： H28. 2. 22

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	0	0	1	0	1	1

労働争議（調整）とは・・・

労働組合と使用者との間に労働条件や労働関係等に関する紛争が発生し、労使間での自主的な解決が困難な場合に、労使の主張を公正な立場で調整し、紛争の話し合いによる円満な解決の手助けをすること。

あっせんのながれ



実績・主な事例

【御売業・小売業】
組合は、組合員の復職、未払い残業代の支払、パワハラに対する謝罪等を求めた。
・会社は、申立てに基づき適正に勤務時間を管理しており、未払い残業代がなく、パワハラは存在しないと主張。
・解決金の支払いで合意し、解決。
【解決日】： H28. 10. 4

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	6	6	9	3	4	1

個別労働関係紛争

個別労働関係紛争のあっせんとは・・・

個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するため、当事者双方の主張を聴いて、双方の歩み寄りによる円満な紛争解決を手助けすること。

実績・主な事例

【通信業】
従業員は、解雇休職から公務休職への変更手続の実施について会社が不誠実な態度をとっていると主張。
・会社は、事務に遅れが出ていると主張。従業員と自主交渉で解決するとしてあっせんに応募せず、あっせん不開始となり、終結。
【終結日】： H28. 3. 25

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	5	3	2	3	1	1

労働相談

【労働相談の目的】

- ・労働争争の未然防止
- ・将来に向けての労使関係の安定
- ・あつせん事業の盛り起こし
- ・労働委員会のPR
- ・労働実態の把握や解決策の検討を通じた職員の資質向上

【狙いず どんとこい相談】(H18.2～実施)

労働争争を公正中立な立場から解決できざる労働委員会の特性を生かし、労働問題に関する相談を、土日、夜間を含め集中的に実施。（本県単自事業。年2回実施。）

【主な相談内容】(28年 238件のうち)

- ① 賃金（60件 25%（未払い、30件 13%含む））
- ② その他（55件 23%）
- ③ 労働条件（54件 23%）

平成28年労働相談の実施状況

相談内容別	相談内容別						その他	計
	労働者	使用者	団体交渉	経営人事	賃金等	労働条件		
相談件数	18	6	24	17	9	8	11	53
相談件数	116	1	117	2	41	52	44	185
合計	134	7	141	19	50	60	54	238
あつせん率	1	0	1	1	1	1	0	1
あつせん率	1	0	1	0	0	1	0	1
あつせん率	2	0	2	1	1	2	0	1

第2節 委員及びあっせん員候補者

1 委 員

当委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名で構成されています。
委員の任期は2年と定められており、第44期委員は平成28年2月4日付けで任命され、平成30年2月3日に任期が終了します。

第44期委員名簿（◎会長 ○会長代理）（平成28年2月4日～平成30年2月3日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 須賀陽二	弁護士	第41期～
	○ 鈴木芳明	大分大学名誉教授	第42期～
	関 恵子	元大分県大阪事務所長	第44期～
	三浦恭子	一級建築士	第43期～
	深田茂人	弁護士	第44期～
労働者委員	幹事委員 佐藤寛人	連合大分会長	第44期～
	松尾竜二	新日鐵住金大分労働組合組合長	第43期～
	志賀慎二	日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	第43期～
	藤本雅史	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	第44期～
	太田美乃里	UAゼンセン大分県支部 男女共同参画推進委員長	第44期～
使用者委員	幹事委員 大塚伸宏	大分県経営者協会専務理事	第41期～
	赤松健一郎	三和酒類株式会社代表取締役会長	第40期～
	杉原正晴	大分交通株式会社代表取締役社長	第37期～
	田北裕之	大分製紙株式会社代表取締役社長	第40期～
	馬場ヒロ子	日本連合警備株式会社代表取締役社長	第41期～

第44期委員（平成28年2月4日～）

公益委員



須賀 陽二
会長



鈴木 芳明
会長代理



関 恵子
委員



三浦 恭子
委員



深田 茂人
委員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



松尾 竜二
委員



志賀 慎二
委員



藤本 雅史
委員



太田美乃里
委員

使用者委員



大塚 伸宏
幹事委員



赤松健一郎
委員



杉原 正晴
委員



田北 裕之
委員



馬場ヒロ子
委員

2 あっせん員候補者

第44期委員の任命（平成28年2月4日付）に伴い、大分県労働委員会委員申合せの規定に基づき、平成28年2月9日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行いました。
また、事務局職員の異動に伴い、平成28年4月12日付けで委嘱及び解任を行いました。

（平成28年4月12日現在）

氏名	現職	委嘱年月日
須賀陽二	大分県労働委員会会長 公益委員	平22. 2. 9
鈴木芳明	会長代理 公益委員	平25. 2. 26
関恵子	公益委員	平28. 2. 9
三浦恭子	〃	平26. 2. 12
深田茂人	〃	平28. 2. 9
佐藤寛人	労働者委員	平28. 2. 9
松尾竜二	〃	平26. 9. 24
志賀慎二	〃	平26. 2. 12
藤本雅史	〃	平28. 2. 9
太田美乃里	〃	平28. 2. 9
大塚伸宏	使用者委員	平22. 2. 9
赤松健一郎	〃	平20. 2. 12
杉原正晴	〃	平14. 2. 5
田北裕之	〃	平20. 2. 12
馬場ヒロ子	〃	平22. 8. 24
太田尚人	大分県労働委員会 事務局長	平28. 4. 12
後藤大	〃 調整審査課長	平26. 4. 8

第3節 総会及び公益委員会議

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労委規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会議並びに同条第2項に基づく調停委員会等の会議があります。

1 総 会

総会は委員全員で行い、原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催し、そのほか必要などときには臨時総会を開催することになっています。平成28年中の臨時総会は、委員改選に伴い、2月4日（第1580回）に開催しました。平成28年中の開催状況は次のとおりです。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1579	1. 26	1 平成27年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 (不) 事件 (27年1号) について 3 感謝状贈呈式及び辞令交付式並びに委員改選に伴う臨時総会等について
1580 (臨時)	2. 4	1 会長及び会長代理の選挙 2 平成27年度末及び28年度大分県労働委員会主要会議等日程について
1581	2. 9	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不) 事件 (27年1号) について
1582	2. 23	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告)
1583	3. 15	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (個) 紛争 (28年1号) あっせん申請について (申請) 3 争議行為予告 4 行政不服審査法の改正等に伴う関係規程の一部改正について 5 2015年度九州ブロック労委労協第2回幹事会について (報告) 6 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について (報告) 7 大分県労働委員会会報 (平成27年版) について
1584	3. 29	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) について (申立て) 3 (個) 紛争 (28年1号) 終結について (不開始) 4 争議行為予告 5 労働委員会事務局職員の異動について
1585	4. 12	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不) 事件 (27年1号) について 3 (不) 事件 (28年1号) について
1586	4. 26	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) について
1587	5. 10	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) について 3 平成28年度委員研究会について
1588	5. 24	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) について 3 第83回九州労働委員会連絡協議会について (報告) 4 2016年度九州ブロック労委労協総会、研修会について (報告)

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1589	6. 14	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 争議行為予告 4 平成28年度全国労働委員会会長連絡会議について (報告) 5 平成28年度委員研究会日程及び講師調整状況について 6 公労使委員合同研修について
1590	6. 28	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 平成28年度委員研究会日程について
1591	7. 12	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について
1592	7. 26	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 (調) 事件 (28年 1 号) あっせん申請について (申請)
1593	8. 23	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 (調) 事件 (28年 1 号) について 4 委員講話の開催日程等 (案) について 5 委員人権研修のテーマについて
1594	9. 13	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) に係る証人等出頭命令申立について 3 (不) 事件 (28年 1 号) について 4 (調) 事件 (28年 1 号) について 5 平成28年度公労使委員合同研修 (全体研修) について (報告) 6 平成28年度個別労働紛争処理制度周知月間における取組 (案) について (報告) 7 委員人権研修の日程について (案)
1595	10. 11	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 (調) 事件 (28年 1 号) 終結について (解決) 4 平成28年度公労使委員合同研修 (公益委員研修・労働者委員研修) について (報告) 5 平成28年度九州地区労働委員会使用者委員研修会について (報告)
1596	10. 25	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 争議行為予告 4 平成28年度九州労働委員会公益委員連絡会議について (報告) 5 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告)
1597	11. 8	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 争議行為予告 4 平成28年度九州ブロック労委労協第 1 回幹事会について (報告) 5 委員講話「定年後継続雇用社員の賃金について」(使用者委員)
1598	11. 22	1 (不) 事件 (27年 1 号) について 2 (不) 事件 (28年 1 号) について 3 争議行為予告

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1599	12.13	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) について 3 平成28年度末・29年度大分県労働委員会主要会議等日程 (案) について 4 第71回全国労働委員会連絡協議会総会について (報告) 5 委員講話「連合大分2016年度「労働相談」の状況」(労働者委員)
1600	12.27	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 (不) 事件 (28年1号) 証人等出頭命令申立について 3 (不) 事件 (28年1号) について 4 平成28年度末大分県労働委員会主要会議等日程の変更 (案) について 5 「悩まず どんとこい労働相談」週間の実施について 6 平成28年度公労使委員個別紛争専門研修について (報告) 7 平成29年度九州労働委員会連絡協議会について

(不)：労働組合法第7条の規定に基づく不当労働行為の救済申立て

(調)：労働関係調整法第2章に規定するあっせん事件

(個)：個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に規定する紛争で、知事に事務委任され行うあっせん事件

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものです。

なお、平成28年中は、公益委員会議は開催されませんでした。

第4節 事務局職員

事務局職員名簿

(平成28年4月1日現在)

職 名	氏 名	転入年月日
事務局 長	太 田 尚 人	平28. 4. 1
調整審査課長	後 藤 大	平26. 4. 1
課長補佐 (総括)	堤 泰 秀	平22. 4. 1
主 幹	河 野 秀 樹	平27. 5. 1
主 幹	和 田 啓 二	平26. 4. 1
主 査	中 尾 徳 利	平24. 4. 1
主 査	清 水 り え	平27. 5. 1
主 査	松 田 美 穂	平28. 4. 1
(事務局 長)	小 嶋 浩 久	平28. 3. 31退職
(課 長 補 佐)	山野内 英 雄	平28. 3. 31転出

第2章 平成28年における審査・調査の概要

1 不当労働行為事件

事件番号	請求する救済の内容	申立年月日	調査回数	審問回数	証人数	審査の計画で定めた日数	計画変更により増減した日数	処理日数			終結年月日	終結状況	備考
								審査に要した日数	和解に要した日数	終結までに要した日数			
平成27年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・被申立人は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。 ・被申立人は、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び平成27年9月10日以降は差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない。 ・ポスト・ノーティス 	27.10.7	6回										翌年に繰越
平成28年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・被申立人は、申立人の分会に対する弱体化を図った行為に対し、是正措置を講じること及び今後そのような行為をしないことを内容とする文書を申立人に手交しなければならない。 	28.2.22	4回	1回	2人	386日							翌年に繰越

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成28年(調)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉の開催 ・組合員の復職 ・組合員の未払い残業代の支払 ・上司のパワハラに対する会社の安全配慮義務違反についての謝罪 	28.7.21	2回	1回	76日	28.10.4	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成28年(個)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年以降の特別手当減額分の早急な是正 	28.2.25	2回	—	30日	28.3.25	不開始	

第3章 審 査

第1節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第7条及び第27条の規定に基づく不当労働行為の救済申立てについては、平成28年中は1件であった。

なお、終結事件の平均所要日数の推移は、次のとおりである。

終結事件の平均所要日数

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下		件 数	平均所要 日 数
	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数		
24										
25										
26			1	511					1	511
27										
28										
1件当り 平 均			1	511					1	511

2 不当労働行為事件審査取扱一覧表

No.	事件 番号	申立人区分	申立日 終結日	審査 委員	参与委員		担当 職員	備 考
					労	使		
1	平成27年 (不)第1号	組 合	27.10.7	須賀 鈴木	松尾 志賀	赤松 杉原	堤 和田	①②③ 審査中
2	平成28年 (不)第1号	組 合	28.2.22	須賀 鈴木	松尾 志賀	赤松 杉原	堤 和田	③ 審査中

※ 備考欄の①②③は、それぞれ申立事由が労組法第7条の第1号、第2号及び第3号に該当することを示すものである。

3 事件の概要

(1) 平成27年(不)第1号

① 当事者

ア 申立人 X1組合
イ 被申立人 Y会社

② 申立年月日 平成27年10月7日

③ 担当委員 (審査) 須賀 陽二、鈴木 芳明
(参与・労) 松尾 竜二、志賀 慎二
(参与・使) 赤松 健一郎、杉原 正晴

④ 請求する救済内容

ア 被申立人は、申立人組合員に対し、組合員であることを理由として、配車及び賃金について申立人組合員以外の運転手との間において差別してはならない。

イ 被申立人は、申立人組合員に対し、別紙請求一覧表(別紙1)に記載した各人に対応する請求額(1)欄記載の金額と、平成27年9月10日以降、差別が是正されるまでの間、毎月10日限り上記一覧表の各人に対応する請求額(2)の金額を、それぞれ支払わなければならない。
(別紙1省略)

ウ 被申立人は申立人に対し、別紙陳謝文(別紙2)を交付するとともに、同陳謝文を本社及び別府営業所の各従業員が常時出入りする入り口に2週間掲示しなければならない。
(別紙2省略)

⑤ 申立人の主張要旨

ア 平成27年1月初め、大口荷主が被申立人との運送契約の一部を解除した。その後、大口荷主の配送業務に従事していた3名の申立人組合員の担当業務がなくなった。その結果、3名の申立人組合員が仕事をさせられずに待機することが多くなり、賃金も減額となっている。これは、労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

イ 平成27年2月13日及び4月11日に団交を申し入れたが、被申立人は団交の開催をそれぞれ1ヶ月以上も延期し、実際に開催されたのは3月27日と5月29日であった。これらは、労組法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

⑥ 被申立人の主張要旨

ア 大口荷主との寝具部門の契約が解除されたことなどから、会社運営を行うことが困難な状況となったため希望退職を募ったところ、12名の寝具部門の従業員のうち5名が希望退職に応じた。そこで、残りの7名の組合員について、4名を大口荷主の寝具部門以外の業務に、3名の申立人組合員を一般貸切業務に配置転換した。

一般貸切業務は、荷主の依頼があった都度配送を行うため、仕事量にばらつきがある。現在、当該業務は依頼が少なく残業がないため、残業代の支払はない。それでも、3名の申立人組合員の生活を考慮し、仕事量が少ないときも高い固定給を支給している。当該配置転換及び支給される賃金は、申立人の組合活動の故による不利益取扱いではなく、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には該当しない。

イ 申立人からの平成27年2月13日の団交申入れに対し、期日延期の申入れ及び3月2日の週に期日の連絡を行う旨を伝え、申立人は了承した。期日延期等を申し入れたのは、当該団交申入れに係る交渉事項を明確にしてもらう必要があると考えたからである。そこで、申立人に対し、団交を実効的に行うため申入書に記載された事項について回答した上で、交渉事項を明確にすることを求めた。その後、3月6日に申立人から団交事項を明確にした申入れがあったため、3月25日に団交を実施した。

申立人からの平成27年4月11日の団交申入れに対し、期日を5月以降にして欲しい旨を伝え、申立人は了承した。又、期日は分かり次第連絡する旨も伝えた。その後、申立人から5月12日付け文書で再度団交の申入れがあった。当該申入書には、団交日時等については申立人の都合で記載しているので、被申立人に異議、要望等がある場合には連絡することとし、5月末日を過ぎて返答することはないようにとの記載があったため、それに応じて5月29日に団交を実施した。

以上のように、被申立人は誠実な対応をしており、労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為には該当しない。

⑦ 審査等経過

平成27年10月15日から平成28年11月24日までの間調査を6回行った。この間、平成28年2月22日に申立人から被申立人の荷主を被申立人とする別の申立てがなされたことから、平成28年4月6日の調査で、これら両事件の併合を検討する旨宣言した。その後、平成28年10月6日の調査で、両事件の関係当事者に併合についての意向を確認した結果を踏まえて、両事件を併合しないことを決定した。

(2) 平成28年(不)第1号

① 当事者

ア 申立人 X1組合
イ 被申立人 Z会社

② 申立年月日 平成28年2月22日

③ 担当委員 (審査) 須賀 陽二、鈴木 芳明
(参与・労) 松尾 竜二、志賀 慎二
(参与・使) 赤松 健一郎、杉原 正晴

④ 請求する救済内容

被申立人は、下記の文書を、申立人に手交しなければならない。

「 下記の行為について、大分県労働委員会により、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為と認定されましたので、その是正措置を講じるとともに、今後このような行為をいたしません。

記

被申立人が、平成27年1月10日に申立外Y会社に発注していた寝具部門の配送業務の業務委託契約の解除を通知し、同業務を申立外有限会社に発注し、その後、申立人の分会に所属しない従業員5名のみが、申立外Y会社を退職し、同年2月20日または21日に申立外有限会社に雇用され、同月21日から同業務を担当したところ、これら一連の行為は、被申立人が、申立外Y会社と共謀して、申立人の分会に所属する組合員らに対する平成27年2月就労分(同年3月10日支給分)以降の賃金減少を容易にするもので、申立人の分会に対する弱体化を図った行為であること。 」

⑤ 申立人の主張要旨

ア 申立外Y会社の従業員は、申立外株式会社と被申立人から業務上の指示を直接受けることがほとんどであり、申立外Y会社は、実質的に申立外株式会社と被申立人の一部門になっている。しかも、被申立人は、申立外Y会社の主要な荷主であることから、同社への発注業務の一部を解除し、さらに、同社と共謀して申立人の分会の特定の組合員のみを対象に仕事量及び賃金を減少させることが容易である。被申立人は、申立人の分会に対する具体的かつ直接的な影響力ないし支配力を及ぼして、申立人の団結権、団体行動権の行使を侵害することが容易な地位にあり、労働組合法第7条にいう「使用者」に当たる。

イ 平成27年(不)第1号で申立人は、組合員の賃下げを不利益取扱いとして救済申立てをしている。この不利益取扱いは被申立人及び申立外Y会社が共謀して仕組んだものであり、被申立人が同社との契約の一部を解除し、解除した業務を申立外有限会社に発注し、非組合員のみを自主退職させ申立外有限会社に雇用させた一連の行為は、申立人の分会に対する弱体化を図った行為であり、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たる。

⑥ 被申立人の主張要旨

ア 被申立人と申立外Y会社は、被申立人会社の物品(リネン製品等)の運送・集配等に関する業務委託契約を締結しているに過ぎず、両社は、全く別個独立した会社であり、相互に資本関係もなければ、役員兼務もなく、会社の設立時期すらまったく異なる。

また、申立外Y会社は、被申立人がその業務に関して全国各地で取引をしている数多くの外注先企業のうちの「一社」に過ぎない。

さらに、申立人組合員は、被申立人とは全く別個独立した申立外Y会社との間で労働契約を結んだ従業員なのであって、被申立人は、当該従業員の「募集・採用」や賃金その他の労働条件の決定などに関与していないことから、被申立人が、労働組合法第7条の「使用者」に該当することは、あり得ない。

イ 申立人による「共謀」の具体的内容が示されておらず、極めて曖昧、抽象的な主張にとどまっている。

被申立人に「使用者性」が認められない以上、申立人主張にかかる事実が不当労働行為に該当しないことは明白であるから、その申立ては速やかに却下されるべきである。

⑦ 審査等経過

平成28年4月19日から同年10月7日までの間調査を4回行い、同年12月2日に審問を行った。

第2節 証人等出頭命令

平成28年中に取り扱った労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令の申立は、次のとおりである。

事件番号	申立年月日	申立のあった証人等	命令発出の有無及び発出年月日
平成28年（不）第1号	28.8.29	Y会社代表取締役他3名	却下 28.12.21

第3節 再審査事件

平成28年中に当労委の命令・決定を不服とする中央労働委員会への再審査の申立てはなかった。

第4節 行政訴訟事件

平成28年中に当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概況

労働組合法第5条の規定に基づく組合資格審査について、平成28年中の新規係属件数は1件で、前年から繰越となったもの1件と合わせ、計2件である。

調査中で、翌年に繰り越したものが2件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組 合 員 数	係 属 年 月 日	係 属 事 由	終 結 年 月 日	終 結 結 果
1	平成27年第1号	X 1 組 合	430	27.10.7	不当労働行為		次年繰越
2	平成28年第1号	X 1 組 合	430	28.2.22	不当労働行為		次年繰越

第 4 章 調 整

第 1 節 労働争議の調整

1 概 況

労働争議の調整には、労働関係調整法第 2 章、第 3 章及び第 4 章にそれぞれ規定するあっせん、調停、仲裁があるが、平成28年の取扱状況は、次のとおりである。

(1) 調整事件調整件数

平成28年の取扱件数は、あっせん 1 件であり、新規係属事件である。

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

新規係属事件 1 件は、労働組合からの申請によるものであり、合同労組からの申請である。

主要調整事項別では、解雇となっている。

産業別では、卸売業、小売業となっている。

(3) 終結状況

係属事件 1 件は終結した。終結内訳は、解決となっている。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の終結処理日数は76日で、1 事件当たりの平均処理日数は76.0日となっている。

調整区分別申請及び調整件数

区分		年											計
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
新 規 申 請	あ っ せ ん		3	3	7	6	6	9	3	4	1	42	
	調 停												
	仲 裁												
	小 計		3	3	7	6	6	9	3	4	1	42	
前年からの繰越(あっせん)				1			1					—	
取 扱 件 数		0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	—	

申請者別申請件数

区分		年											計
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
組 合 申 請			3	3	7	6	6	9	3	4	1	42	
使 用 者 申 請													
双 方 申 請													
職 権													
合 計		0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	42	

主要調整事項別申請件数

区分		年										
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
経済的事項	賃上げ				1							1
	一時金			1	1							2
	解雇手当											0
	その他											0
	小計	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
非経済的事項	労働協約						1	1				2
	解雇			1	2		1	2		1	1	8
	団交促進			1	1	5	3	4	1			15
	配置転換・出向		1				1		1	1		4
	その他		2		2	1		2	1	2		10
小計	0	3	2	5	6	6	9	3	4	1	39	
合計		0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	42

産業別申請件数

区分		年										
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
< 製造業 >			1		1					1		3
食料品製造業			1		1							2
パルプ・紙・紙加工品製造業										1		1
< 情報通信業 >			1									1
通信業			1									1
< 運輸業 >				1		1	1			2		5
鉄道業										1		1
道路旅客運送業												0
道路貨物運送業				1		1	1			1		4
< 卸売業、小売業 >					1	1		2	1	1	1	7
< 不動産業、物品賃貸業 >					1							1
< 学術研究、専門・技術サービス業 >					1			1				2
技術サービス業					1			1				2
< 宿泊業・飲食サービス業 >								1				1
< 生活関連サービス業 >												0
< 医療、福祉 >					2	1	3	5	1			12
医療業					1	1	3	5	1			11
社会保険・社会福祉・介護事業					1							1
< 教育、学習支援業 >			1	1		3						5
< 複合サービス業 >												0
森林組合												0
事業協同組合												0
< サービス業 >				1	1		2		1			5
その他の事業サービス業												0
労働者派遣業				1								1
廃棄物処理業							1		1			2
自動車整備業												0
その他のサービス業					1		1					2
計		0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	42

終結状況・解決率

区分	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
解 決		1	2	1	5	3	2		2	1	17
打 切 り				2		1	1	1	2		7
取 下 げ				1		3	3	2			9
規則65条2項(不開始)		1	2	3			3				9
合 計	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	42
解 決 率 (%)	—	100	100	33.3	100	75.0	66.7	0	50.0	100	70.8

注1) 繰越事件は、最終年で計上している。

注2) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く最終結件数}} \times 100$$

終結事件処理日数

区分	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
10日以下			2	1							3
11～20日		1		2		1	3	1			8
21～30日				4		1	2	1			8
31～60日		1	1		3	3	4		3		15
61～90日					1	2			1	1	5
91日以上			1		1			1			3
件 数 計	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	42
延べ処理日数	—	53	164	154	360	315	265	152	201	76	1,740
1件当たり平均処理日数	—	26.5	41.0	22.0	72.0	45.0	29.4	50.7	50.3	76	41.4

注1) 繰越事件は、最終年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から最終月日(当日を含む)までの日数をいう。

2 労働争議調整事件調整状況一覧表

No.	事件番号	調整区分	業種	申請者	申請年月日	従業員数	組合員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終状況	担当職員
1	28年(調) 1号	あっせん	卸売業、 小売業	組合	28. 7. 21	3, 250	193 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉の開催 ・組合員の復職 ・組合員の未払い残業代の支払 ・上司のパワハラに対する会社の安全配慮義務違反についての謝罪 	深田 太田	28. 7. 21 事前調査 (申請者) 28. 8. 25 事前調査 (被申請者) 28. 10. 4 第1回あっせん	28. 10. 4	76	解決	堤 中尾 清水

注1) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

注2) 組合員数欄の括弧書きは、当該事業所における組合員数である。

3 事件の概要

(1) 平成28年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者	A労働組合
	被申請者	B株式会社 業種 卸売業、小売業
申請年月日	平成28年7月21日	
終結年月日	平成28年10月4日	
終結区分	解決	
あっせん事項	①団体交渉の開催、②組合員の復職、③組合員の未払い残業代の支払、 ④上司のパワハラに対する会社の安全配慮義務違反についての謝罪	
あっせん員	深田茂人(公)、太田美乃里(労)、田北裕之(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>申請者組合員X1は、平成22年4月のB株式会社入社時から、上司の命令により、出勤簿は所定時間どおり申告するようにしていたため、時間外勤務をしても残業代の支払がなかった。また、入社後6年間、上司から飲酒した状態で19時以降電話があり、「バカ野郎」等業務上の発言とは異質な暴言を浴びせられていた。そこで、未払い残業代の支払やパワハラの謝罪を求めるため、A労働組合に加入した。</p> <p>平成27年8月19日第1回団体交渉後、11月に一部残業代を支払ってもらった。なお、会社側はパワハラはなかったとの主張であったが、パワハラをしていた上司は異動になり、パワハラはなくなった。</p> <p>平成28年3月22日、X1は上司から呼び出され、公共施設の会議室で、会社の役員5名、弁護士1名に囲まれ、顧問弁護士から社用車の私的利用、残業代の不正請求を追及され、退職確認書に署名をさせられ、5月末で退職することになった。</p> <p>同年4月26日第3回団体交渉で、X1を呼び出したことに対し、会社の目的を回答するよう要請したところ、顧問弁護士が回答したので、会社役員に回答を求めたが、顧問弁護士が発言を妨害したと発言し、会社役員とともに4分で退席した。</p> <p>そのため、何回も団体交渉開催を求めてきたが、日程調整を引き延ばしているのは、実質的には団体交渉拒否と考える。</p> <p>2 被申請者の主張</p> <p>顧問弁護士の団体交渉における発言に対する妨害行為をやめない限り、団体交渉の日程調整は行わない。</p> <p>組合員の社用車の私的利用等を追及したところ、組合員から退職を申し出ており、退職強要はしていないので、退職扱いは撤回しない。</p> <p>マークシート式出勤簿の申告により適正に時間管理をしており、未払い残業代はない。</p> <p>上司に聞き取りをしたが、パワハラはしていないとの回答があり、パワハラは存在しないと認識している。</p> <p>3 あっせんの経緯及び結果</p> <p>10月4日に第1回あっせんを行った結果、未払い残業代、退職強要及びパワハラについては、当事者双方の主張が平行線のままであったが、X1の復職は求めず、今回の争議を全体として解決金で解決する方向で当事者双方とも合意ができた。</p> <p>また、当初は解決金に相当の開きがあったものの、当事者の主張が真っ向から対立していること、法的手段に移行しても両当事者とも完全な立証は難しいこと、紛争状態も長引き、敗訴のリスクもあることを、公労使あっせん員が5時間かけて粘り強く説得したため、両当事者から解決金額の譲歩を引き出し、5月31日付け円満退職、解決金の支払で合意し、あっせん員立会いのもとに協定書を締結して本争議は解決し、終結した。</p>	

第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

1 概 況

(1) あっせん事件調整件数

平成28年の取扱件数は1件であり、新規係属事件である。

(2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属事件1件は、労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、一時金となっている。

産業別では、通信業となっている。

(3) 終結状況

係属事件1件は終結した。終結内訳は、不開始となっている。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の処理日数は30日で、1事件当たりの平均処理日数は30.0日となっている。

個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び調整件数

区分	年										計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
新規申請件数	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	31
前年からの繰越件数	1	1				1	1				—
取扱件数	4	4	4	6	5	4	3	3	1	1	—

申請者別申請件数

区分	年										計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
労働者申請	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	31
使用者申請											
双方申請											
合計	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	31

あっせん事項別申請件数

区分	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
取扱件数	4	4	4	6	5	4	3	3	1	1	35
経営又は人事		2	1	3	3	3	4	2	1		19
解雇		1	1		3	3	2	2	1		13
配置転換、出向・転籍				2			2				4
復職				1							1
退職											0
勤務延長、再雇用		1									1
その他経営又は人事											0
賃金等	5	4	3	4	1	3	1	1		1	23
賃金未払い	1	2	2	2	1		1	1			10
賃金増額				1							1
賃金減額		1		1		1					3
一時金			1							1	2
退職一時金	2					1					3
解雇手当	1										1
諸手当						1					1
その他賃金	1	1									2
労働条件等				1				1			2
年次有給休暇								1			1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等				1							1
職場の人間関係	1		1	2	1						5
セクハラ				1							1
嫌がらせ	1		1	1	1						4
その他	2	2	1	1	4	1		1			12
その他	2	2	1	1	4	1		1			12
総計	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1	61

注) 件数は、1件当たり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
農業					1						1
建設業		1	1								2
製造業	2			1	1	1					5
（食料品製造業）	1										1
（木材・木製品製造業）	1										1
（印刷・同関連業）											0
（プラスチック製品製造業）				1							1
（業務用機械器具製造業）						1					1
（その他の製造業）					1						1
情報通信業			1						1	1	3
（通信業）			1						1	1	3
運輸業		1					1				2
（道路旅客運送業）		1									1
（道路貨物運送業）							1				1
卸売業・小売業		1		1		1	1				4
金融業・保険業											0
不動産業											0
宿泊業、飲食サービス業	1			1		1		1			4
（宿泊業）						1					1
（飲食店）	1			1				1			3
生活関連サービス業				1				1			2
（美容業）				1							1
（娯楽業）								1			1
教育・学習支援業				1							1
（学習塾）				1							1
医療・福祉			1	1							2
（医療業）											
（社会保険・社会福祉・介護事業）			1	1							2
サービス業			1		3			1			5
（自動車整備業）					1						1
（労働者派遣業）											0
（その他の事業サービス業）			1								1
（その他のサービス業）					2			1			3
合 計	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	31

終結状況・解決率

区分 \ 年	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
解 決			1	2	3	1	3	1	1		12
打 切 り		2		3				1			6
取 下 げ	1	1	1		1	2		1			7
不 開 始	2	1	2	1						1	7
合 計	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1	32
解決率 (%)	—	—	100	40.0	100	100	100	50.0	100	—	66.7

注) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

終結事件処理日数

区分 \ 年	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
10 日 以 下	1	1	1	1		2					6
11 ~ 20 日	1	1	1		1						4
21 ~ 30 日			1	1	1		1	2		1	7
31 ~ 60 日		2	1	3	2	1	2	1	1		13
61 ~ 90 日											0
91 日 以 上	1			1							2
件 数 計	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1	32
延 べ 処 理 日 数	88	109	97	280	129	62	114	88	40	30	1,037
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	29.3	27.3	24.3	46.7	32.3	20.7	38.0	29.3	40.0	30.0	32.4

注1) 繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

No.	事件番号	申請者	申請年月日	業種	従業員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	28年(個) 1号	労	28. 2. 25	通信業	4,650	・特別手当について、労災認定の私裁判の結果を受け、これまでの傷病での取扱いによる減額を業務災害として早急に回復し、是正措置を行うこと	指名前終結	28. 2. 25 事前調査(申請者) 28. 3. 14 事前調査(被申請者)	28. 3. 25	30	不開始	堤 河野 中尾

注) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

3 事件の概要

(1) 平成28年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者	X 1
	被申請者	株式会社A 業種 通信業
申請年月日	平成28年2月25日	
終結年月日	平成28年3月25日	
終結区分	不開始	
あっせん事項	平成20年以降の特別手当減額分の早急な是正	
あっせん員	指名前終結	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>申請者は、平成20年に満50歳になるため、その前年である平成19年10月下旬から11月上旬にかけて当時の上司から面談を受け、50歳で退職し、勤務地は変わらず関連会社に再雇用されるが、給料が2割から3割減る「退職・再雇用型」を強要されたため、平成19年11月上旬、うつ病を発症した。</p> <p>平成20年4月及び10月に労災を申請したが、大分労基署は平成21年9月28日に労災不支給としたため、平成24年4月19日に労災不支給処分取消訴訟を提起し、平成27年10月29日大分地裁で労災不支給処分が取り消され、同年11月13日控訴がなく判決は確定した。</p> <p>同年11月30日、申請者は、平成19年のうつ病発症以来、平成20年の夏期以降の特別手当で、短時間勤務のため勤務しなかった時間を病気休暇扱いとされ、減額支給されてきたが、社内規程によれば公傷休暇となり、短時間勤務も通常の勤務とみなされるため、病気休暇から公傷休暇への変更願を直属の上司へ提出した。</p> <p>しかし、直属の上司へ同年12月に3回、平成28年1月に4回、病気休暇扱いから業務災害による休暇（公傷休暇）へいつ変更されるのか問い合わせたが、変更手続の実施時期やどこの部署が担当しているのかを明示しないなど不誠実な態度をとっているため、あっせん申請を行った。</p> <p>2 被申請者の主張</p> <p>申請者のうつ病について、労災を認める判決が確定したことは承知している。同年12月中旬、申請者の所属労働組合との団交でも組合要求として提出された。団交等では①勤務表の公傷休暇への修正、②特別手当の減額分の支給が主張されている。</p> <p>特別手当は社内規程に基づき、減額されているが、今後は減額分を追給する方向で作業を進めている。しかし、裁判で労災が認定されたレアケースのため、通常の手続より時間を要しているのは事実である。休暇の内容が労災以外の他の病気によるものか、年休によるものかなどを精査する必要があると、申請者と給与管理を委託している子会社の担当者との間で、その作業を申請者の勤務時間後に行なわなければならないことも遅れの原因である。</p> <p>申請者に対しては、具体的に作業の進捗状況を説明したことはない。追給の事務が遅れており、申請者にも時期を明示できないのが現状である。</p> <p>3 あっせんについて</p> <p>3月25日、被申請者から申請者と自主交渉で解決したいので、あっせんは応諾しないとの回答があったことから、同日、会長に報告し、あっせんの不開始を決定し、本紛争は終結した。</p>	

第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議予告は45件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付 月 日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
1	2.15	国鉄労働組合	陸上旅客	賃上げ要求等	中労委
2	2.22	ANA乗員組合	航 空	乗員配置に関する 要求	〃
3	2.22	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
4	2.29	長崎私交通労働組合	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
5	2.29	長崎バスユニオン	陸上旅客	〃	〃
6	2.29	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	〃	〃
7	3.1	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	〃	大分労委
8	3.7	全国電力関連産業労働組合総連合	電 力	〃	中労委
9	3.7	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	〃	〃
10	3.7	日本金属製造情報通信労働組合・ JMITU通信産業本部	通 信	〃	〃
11	3.7	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
12	3.7	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
13	3.7	日本航空乗員組合	航 空	不当解雇撤回要求 等	〃
14	3.7	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	〃	〃
15	3.7	全日本空輸乗員組合	航 空	勤務に関する要求	〃
16	3.7	全日本空輸乗員組合	航 空	操縦士訓練生の採 用に関する追加要 求	〃
17	3.7	全日本空輸乗員組合	航 空	賃金に関する要求	〃
18	3.7	日本航空(株)(相手方:日本航空乗員組合)	航 空	不当解雇撤回要求 等	〃
19	3.7	日本航空(株)(相手方:日本航空キャビン クルーユニオン)	航 空	〃	〃
20	3.7	ジェイエア乗員組合	航 空	安全に関する要求 等	〃
21	3.14	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
22	3.14	KDDI労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
23	3.14	(株)ジェイエア(相手方:ジェイエア乗 員組合)	航 空	安全に関する要求 等	〃

番号	受付 月 日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
24	3.22	全国港湾労働組合連合会	港 湾	産別労働条件及び 産別協定の改定の 要求等	中労委
25	3.28	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金改善要求等	〃
26	4.25	長崎バスユニオン	陸上旅客	労働協約（車両配 分）の要求等	〃
27	5.30	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
28	5.30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	夏季一時金要求等	〃
29	6.6	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求等	〃
30	6.6	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2016夏闘要求	〃
31	6.6	日本航空(株)（相手方：日本航空キャビン クルーユニオン）	航 空	〃	〃
32	10.24	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃金・一時金等	大分労委
33	10.24	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	一時金の要求等	中労委
34	10.24	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
35	10.31	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金要求等	〃
36	11.7	全日本空輸乗員組合	航 空	組合員の安全と安 心に関する要求	〃
37	11.7	全日本空輸乗員組合	航 空	満60歳以上の雇用 制度に関する要求	〃
38	11.7	全日本空輸乗員組合	航 空	経営監視に対する 要求	〃
39	11.7	日本航空乗員組合	航 空	解雇問題に関する 要求等	〃
40	11.7	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2016年末要求	〃
41	11.7	日本航空(株)（相手方：日本航空乗員組合）	航 空	解雇問題に関する 要求等	〃
42	11.7	日本航空(株)（相手方：日本航空キャビン クルーユニオン）	航 空	2016年末要求	〃
43	11.21	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	冬季一時金要求等	〃
44	11.21	全日本国立医療労働組合	病 院	賃金・労働条件改 善に関わる要求等	〃
45	12.5	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2016年労働協約改 定	〃

2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが7件、平成28年中に争議行為予告があったものが36件で、計43件であった。

労働争議実情調査一覧表

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
27-15	3. 30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善要求等	2. 15	解決
27-23	10. 23	宇佐病院労働組合	賃金・一時金等	2. 17	〃
27-25	10. 26	大分赤十字病院労働組合	一時金の要求等	1. 26	〃
27-32	11. 9	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金・冬季一時金等	2. 15	〃
27-33	12. 14	全日本国立医療労働組合大分地区協議会大分支部	賃金・労働条件改善に関わる要求等	1. 26	〃
27-34	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会別府支部	〃	〃	〃
27-35	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会西別府支部	〃	〃	〃
1	2. 29	豊後通運労働組合	賃上げ要求等	5. 31	〃
2	〃	東久大通運労働組合	〃	〃	〃
3	〃	臼杵運送労働組合	〃	〃	〃
4	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃
5	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
6	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃
7	3. 1	大分医療生協労働組合	〃	4. 26	〃
8	〃	宇佐病院労働組合	〃	7. 12	〃
9	〃	山本病院労働組合	〃	4. 16	〃
10	3. 7	大分赤十字病院労働組合	〃	10. 18	〃
11	3. 14	大分交通労働組合	〃	3. 22	〃
12	〃	大分バス労働組合	〃	〃	〃
13	〃	日田バス労働組合	〃	〃	〃
14	〃	亀の井バス労働組合	〃	〃	〃
15	3. 28	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善要求等	11. 28	〃
16	5. 30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	夏季一時金要求等	6. 6	〃
17	6. 6	豊後通運労働組合	一時金の要求等	7. 29	〃
18	〃	東久大通運労働組合	〃	〃	〃
19	〃	臼杵運送労働組合	〃	〃	〃
20	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃
21	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
22	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃
23	10. 24	大分医療生協労働組合	賃金・一時金等	12. 6	〃
24	〃	宇佐病院労働組合	〃	12. 17	〃
25	〃	山本病院労働組合	〃	12. 6	〃
26	〃	大分赤十字病院労働組合	一時金の要求等	12. 28	〃

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
27	10.31	豊後通運労働組合	年末一時金要求等	11.30	解決
28	〃	東久大通運労働組合	〃	〃	〃
29	〃	臼杵運送労働組合	〃	〃	〃
30	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃
31	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
32	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃
33	11.21	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	冬季一時金要求等	11.28	〃
34	11.21	全日本国立医療労働組合大分地区協議会大分支部	賃金・労働条件改善に関わる要求等	12.1	繰越
35	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会別府支部	〃	〃	〃
36	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会西別府支部	〃	〃	〃

第5章 労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間

第1節 労働相談業務の概況

当委員会では、労働紛争解決のニーズに応えるため、あっせんにつなげることも視野に、労働委員会の特性を活かしながら労働相談を実施した。

平成28年の実績は次のとおりである。

相談業務の状況（平成28年1月～12月）

区 分	相談者別			内 容 別											計		
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他				
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇		その他			
相談件数	集 団	18	6	24	(2) 17	2		(1) 2	(3) 5	4		(1) 1	3	(2) 2	6	(2) 11	(11) 53
	個 別	116	1	117	2	21	3	1	16	26	4	2	20	14	32	44	185
	計	134	7	141	(2) 19	23	3	(1) 3	(3) 21	(1) 30		(1) 3		23	(3) 16	38	(2) 55
相談方法	来 所	45	3	48	(1) 12	9		(1) 3	(2) 8	(1) 11	3		8	(3) 4	13	(1) 19	(9) 90
	相談電話	89	4	93	(1) 7	14	3		(1) 13	19	1	(1) 3	15	12	25	(1) 36	(4) 148
	Eメール等			0													0
相談のうち、あっせんに至った件数	集 団	1		1	1	1				1						1	4
	個 別	1		1									1				1

注1) ()は使用者からの相談分の再掲

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

年別相談件数の推移

区 分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72

※ 労働相談業務は、平成18年2月開始

第2節 労働相談週間

平成28年2月及び10月に、「悩まず どんとこい労働相談週間」を設定し、集中的に相談を受け付けた。その実績は次のとおりである。

第1回相談週間【平成28年2月1日（月）～7日（日）】の実績

区分	相談者別			内容別										計			
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等				その他		
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他				
相談件数	23	2	25	1	1	1	1	6	5			9	6	3	7	40	
相談方法	来所	5	1	6	1			1	1	1			3	1	1	2	11
	相談電話	18	1	19		1	1	5	4				6	5	2	5	29
	Eメール等																0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

第2回相談週間【平成28年10月1日（土）～7日（金）】の実績

区分	相談者別			内容別										計			
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等				その他		
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他				
相談件数	20	0	20	2	2	1		4	4	1		4		2	12	32	
相談方法	来所	3		3	2					1						2	5
	相談電話	17		17		1		4	4			4		2	10	27	
	Eメール等																0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

労働相談週間周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行った。

大分県労働委員会

悩まず どんとこい労働相談

○電話での相談：097-536-3650
097-506-5251
097-506-5241

○来所での相談：大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館7F 大分市大字町3丁目1-1)
※土・日に来所相談をされる方は、要領をご確認ください

実施期間 10月1日(土)～10月7日(金)
平：日：9時～20時(来所相談の受付は、18時30分まで)
土・日：9時～17時(来所相談の受付は、16時まで)



大分県労働委員会は、労働紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、ご相談内容に応じて、「あっせん制度」のご案内や適切な機関の紹介を行う場合もあります。

大分県労働委員会の「あっせん制度」
① 当事者双方の主張を丁寧に聴いて、お互いの歩み寄りによる円滑な紛争解決をお手伝いする制度です。
② あっせん員は、労働問題の専門家であり、経験豊富な労働法の3名委員により構成されます。

○ チラシ

○ 求人情報誌掲載記事

第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

「個別労働紛争処理制度周知月間」(10月)に、以下の取組を実施し、県労委ホームページに「個別労働紛争処理制度周知月間」のページを掲載した。

(1) ポスター・リーフレットの配布

- ・ポスター(450部)、リーフレット(1,100部)を国(労働局・労基署・ハローワーク)、県、市町村、労働団体(連合大分・県労連・合同労組等)、使用者団体(経営者協会・商工会議所・商工会等)へ配布した。

(2) 広報紙への掲載依頼等

- ・県広報担当課(テレビ、ラジオ、新聞)
- ・県以外の広報紙(市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等)

(3) 『悩まず どんとこい労働相談』週間の実施

- ・10月1日(土)～7日(金)の一週間、平日時間外(20時まで)及び土・日も相談に対応し、労働委員会の周知とあっせん等の掘り起こしを図った。

労働者・事業主のみなさんへ

ご存じですか? **労働委員会**

～雇用のトラブル～
「あっせん」で解決しませんか?

賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワハラ、労働条件、解雇、配置転換、賃金切下げ

労働者委員、公益委員、使用者委員

解決

労働問題の専門家でも経験も豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁舎本館7階

相談ダイヤル 097-536-3650

FAX 097-506-1788

大分県労働委員会

◎リーフレット表面 (A4版)

労働委員会とは?

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

労働委員会のイメージ (三者構成)

無料 秘密厳守 で以下の業務を行っています。

労働相談 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスをします。

解決

他の機関を利用

「あっせん制度」を利用

あっせん制度

「個々の労働者と事業主との間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

あっせん申請

事前聞き取り

あっせん

解決

打切り

取下げ

詳しくは労働委員会にお気軽にお問い合わせください

☎ 097-536-3650 相談時間 9:00～17:00 (月～金)

◎リーフレット裏面 (A4版)

第6章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、労働者側委員連絡協議会（労委労協）、使用者委員連絡協議会、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

平成28年中に開催された諸会議の概要は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

◎ 会長連絡会議

①期 日 平成28年6月3日

②場 所 石川県金沢市「ホテル金沢」

③議題懇談

ア「集团的労使紛争事件のうち合同労組が当事者となる労使紛争事件の解決に向けた取組－調整手続・審査手続において－」

(1) 提案理由説明（中労委会長代理）

(2) 各ブロック代表都道府県労委会長の発言

◎ 事務局長連絡会議

①期 日 平成28年6月2日

②場 所 石川県金沢市「ホテル金沢」

③議 事

ア 審査概況等について

イ 調整事件等の概況について

ウ 平成28年度公労使委員個別紛争専門研修について

エ 平成28年度公労使委員合同研修等について

オ 事務局長連絡会議の持ち方について

(2) 公労使委員合同研修

①期 日 平成28年9月1日（全体研修）

平成28年9月2日（独自研修）

②場 所 （全体研修） 東京都「中野サンプラザ」

（公益委員研修） 東京都「労働委員会会館」

（労働者委員研修） 東京都「労働委員会会館」

（使用者委員研修） 東京都「日本工業倶楽部会館」

③内 容

・全体研修

ア 講演「最近の労働委員会を巡って」

イ 講演「労働法の基礎」

ウ 講演「日本型労使関係の形成と労働委員会の役割」

エ パネルディスカッション

テーマ「委員に求められる立場・役割

－事件解決に向けて心がけていることを含め－」

・公益委員研修

ア 審査実務研修「事例研究（1事例）」

イ 和解実務研修「事例研究（1事例）」

ウ 調整実務研修「判例及び事例研究」

・労働者委員研修

ア 講演「不当労働行為救済申立事件における主張立証について」

イ 講演「個別的労使紛争解決－労働契約法、個別労使紛争解決促進法－」

ウ 講演「不当労働行為救済制度」

- ・使用者委員研修
 - ア 講演「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
 - イ 講演「労組法上の労働者性、使用者性について（フランチャイズ、企業変動を中心に）」
 - ウ 講演「労働組合の組織変遷と合同労組案件対応」

（3）第71回全国労働委員会連絡協議会総会

- ①期 日 平成28年11月17日～18日
- ②場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③議 題
 - ア 労働委員会の活性化について
 - イ 第一審裁判所における「文書提出命令」の認容決定後（抗告審係属中）に、同一文書について「物件提出命令」の申立てがなされた場合の審査の在り方について
 - ウ 組合から申立てが繰り返されるなど、労使関係が著しく悪化している状況での2号事件の解決手法について
- ④講 演
 - 演 題 「持続可能な」労働委員会制度への展望
 - 講 師 前福岡県労働委員会会長・九州大学名誉教授 野田 進 氏

（4）公労使委員個別紛争専門研修

- ①期 日 平成28年12月1日～2日
- ②場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③内 容
 - 12月1日
 - ア 講演「労働関係法令の改正等の動向」
中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏
 - イ 講演「裁判例の動向」
東京都労働委員会公益委員 水町 勇一郎 氏
 - 12月2日
 - ア 事例検討「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」
 - イ グループディスカッション
テーマ1「あっせんへの参加応諾を勧めるための方策」
テーマ2「解決を促進するためのあっせんの進め方」

（5）全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ①期 日 平成28年11月24日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
 - ア 事件処理の標準的なスケジュール及び迅速・的確な処理のための工夫等について
(群馬、岐阜、滋賀、京都、兵庫、広島、福岡県労委)
 - イ 当事者の事情により審査の進行が困難な場合の対応について
(神奈川、愛知、大阪、岡山、高知、熊本県労委)

（6）全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ①期 日 平成28年11月25日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
 - ア 中労委事務局説明
 - (1) 調整業務の運営について
 - イ 都道府県労働委員会からの事例報告
 - (1) 労働争議調整事件における事例（長崎、栃木県労委）
 - (2) 個別労働紛争事件における事例（富山、宮城県労委）
 - ウ 都道府県労働委員会からの業務報告

2 九州地区会議

(1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

平成28年4月20日に福岡県での開催が予定されていたが、平成28年熊本地震による被災状況を踏まえ中止となった。

(2) 第83回九州労働委員会連絡協議会

①期 日 平成28年5月12日～13日

②場 所 那覇市「ホテル日航那覇グランドキャッスル」

③内 容

5月12日

- ・公益委員会議
- ・研修会（講演）

○演 題 「最近の中労委における不当労働行為事件について」

講 師 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授・中央労働委員会公益委員
中窪 裕也 氏

5月13日

- ・本会議
- ・議事

ア 同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について

イ 被申立人代理人弁護士だけが出頭する不当労働行為事件の審査のあり方について

(3) 九州労働委員会公益委員連絡会議

①期 日 平成28年10月13日

②場 所 熊本市「熊本県庁」

③議 題

「団交拒否が支配介入にも該当するか否かにかかる判断のあり方について」（熊本県）

④講 演

○演 題 「労働委員会制度の現状と課題」

講 師 中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏

(4) 2015年度九州ブロック労委労協第2回幹事会

①期 日 平成28年2月17日～18日

②場 所 那覇市「沖縄県労働金庫本店 会議室」

③協議事項

ア 幹事の交代について

イ 2016年度九ブロ労委労協総会・研修会の全体運営について

ウ 2016年度九ブロ労委労協総会議案に提案すべき個別課題について

エ 九ブロ労委労協会費に関する免除遡及結果について

オ 月刊「労委労協」誌執筆計画（担当県）について

カ 全国労働委員会連絡協議会総会会場・場内発言順位の再確認について

キ 九州ブロック労委労協総会開催計画について

ク 第83回九州労働委員会連絡協議会の運営と対応について

ケ 各県の特徴的状況（各県報告）について

④労委労協 命令研究会

(5) 2016年度九州ブロック労委労協総会・研修会

①期 日 平成28年5月11日～12日

②場 所 那覇市「ホテル日航那覇グランドキャッスル」

③議 題

ア 2015年度活動経過・会計決算報告・会計監査報告について

イ 2016年度取組案・予算案について

ウ 2016年度役員体制について

エ 各県情報交換

④研修会

○演 題 「労働委員会による不当労働行為制度の特徴と労働者委員の役割」

講 師 弁護士 古川 景一 氏

(6) 2016年度九州ブロック労委労協第1回幹事会

①期 日 平成28年10月24日～25日

- オ 荷主からの要請に基づく配車差別に係る不利益取扱いの不当労働行為性 (大分県)
- カ 今後の労委の命令の「匿名化」と命令への「法人番号」の併記について (情報交換) (大分県)
- キ 審問に係る記録について (情報交換) (宮崎県)
- ク 不当労働行為審査体制の維持強化に対する取組について (情報交換) (鹿児島県)
- ケ 団体交渉申入れに対する窓口拒否事案の審査について (沖縄県)
- コ 審査事件における争点整理について (情報交換) (沖縄県)
- サ 被申立人が地方自治体の場合における和解協定書の締結、あるいはその代替的措置について (熊本県)

④研修会

1月29日

場 所 熊本市「リバーサイドホテル熊本」

○演 題 「事実認定の基礎」

講 師 熊本県労働委員会会長 (弁護士、熊本大学法科大学院非常勤講師)
原村 憲司 氏

(11) 九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門)

①期 日 平成28年7月7日～8日

②場 所 佐賀市「グランデはがくれ」

③議題検討

7月7日

ア あっせん事件の情報共有 (ノウハウの蓄積) について (福岡県)

イ 個別あっせんにおける被申出者 (主に会社側) の労委等への不信感について (長崎県)

ウ あっせん期日までにおける事務局の準備作業について (情報交換) (熊本県)

エ 争議行為予告及び労働争議実情調査の取扱いについて (情報交換) (大分県)

オ あっせん申請時から代理人のみが対応し、申請者本人と接触が図れない場合の対応について (情報交換) (宮崎県)

カ あっせん期日において両当事者 (参加者) が合意したあっせん案の不受諾について (情報交換) (鹿児島県)

キ 申請者からあっせん期日直前に出席できない旨の連絡があった場合の対応について (情報交換) (鹿児島県)

ク あっせん開始後、再三の確認にもかかわらず、被申請者があっせん受諾の意思を明確にしない場合の対応等について (意見交換) (沖縄県)

ケ 被申請者 (使用者) の本社が遠隔地にある場合の実情調査の方法について (佐賀県)

④研修会

7月8日

○演 題 「労働者の精神性疾患をめぐる労働紛争とあっせん」

講 師 西南学院大学法学部教授・山口県労働委員会公益委員 有田 謙司 氏

(12) 九州労働委員会事務局職員研修会

①期 日 平成28年10月14日

②場 所 熊本市「熊本県庁」

③講 義

○演 題 「命令書を作成する際の留意点について」

講 師 中央労働委員会事務局 第一部会担当審査総括室長 寺山 洋一 氏

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会や委員講話を開催している。また、全国で行われる各種専門研修へ参加している。

(1) 第77回委員研究会

①期 日 平成28年9月13日

- ②場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③出席者 委員、事務局職員、その他
- ④講 演
 - 演 題 「労組法上の使用者性について」
 - 講 師 中央労働委員会公益委員（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
森戸 英幸 氏

(2) 第78回委員研究会

- ①期 日 平成28年11月22日
- ②場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③出席者 委員、事務局職員、その他
- ④講 演
 - 演 題 「労使紛争における和解について」
 - 講 師 弁護士（学習院大学前教授） 草野 芳郎 氏

(3) 労働委員会委員講話

- ①平成28年11月8日総会時 大塚伸宏 使用者委員講話
テーマ「定年後継続雇用社員の賃金について」
- ②平成28年12月13日総会時 佐藤寛人 労働者委員講話
テーマ「連合大分2016年度「労働相談」の状況」

(4) 労働委員会事務局職員専門研修

- ①期 日 平成28年1月18日～1月22日
- ②場 所 埼玉県朝霞市「労働大学校」
- ③出席者 事務局職員
- ④内 容
 - 1月18日 講義「事実認定上の留意点」
中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏
 - 19日 命令書原案作成1（申立事実の把握・争点整理・主張の整理）
命令書原案作成2（事実認定・判断・救済方法・主文）
 - 20日 講義「労働委員会における重要判例解説」
中央労働委員会事務局前審査総括室長 池田 稔 氏
命令書原案作成3（自習・提出）
講義「実務経験からみた和解の留意点」
中央労働委員会事務局元審査総括室長 榎本 重雄 氏
 - 21日 不当労働行為事件審査演習
講義「労働組合法上の労働者性・使用者性」
中央労働委員会公益委員 鎌田 耕一 氏
 - 22日 命令書原案作成4（総括・講師との意見交換）

(5) 第67回労働委員会事務局職員中央研修

- ①期 日 平成28年6月6日～6月8日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③出席者 事務局職員
- ④内 容
 - 6月6日 講演「労働委員会事務局職員に期待すること」
中央労働委員会 労働者委員 中村 正武 氏
講演「労働委員会事務局職員に期待すること」
中央労働委員会 使用者委員 佐藤 洋子 氏
審査 ○不当労働行為の審査手続について
東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏
調整 ○集団的労使紛争の処理について
中央労働委員会事務局調整第一課長 金成 真一 氏
○個別労働紛争の処理について
中央労働委員会事務局個別労働関係紛争業務支援室長
前田 奈歩子 氏
 - 6月7日 審査 ○命令書（案）の起案のための作業手順

- 中央労働委員会事務局審査官 高垣 陽平 氏
- 演習 団体交渉拒否
 - 演習 不利益取扱い
- 調整 ○演習 受付からあっせんまでの一連の処理を実事例を活用して体得させる
- 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び労働委員会公益委員によるコメント

6月8日 講演「労働法の基礎」
中央労働委員会 公益委員 森戸 英幸 氏

(6) 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

- ①期 日 平成28年11月9日～11月11日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③出席者 事務局職員
- ④内 容
 - 11月9日 講義「個別労働紛争解決と労働関係法令」
中央労働委員会 公益委員 両角 道代 氏
 - 講義「裁判例の動向」
東京都労働委員会 公益委員 川田 琢之 氏
 - 11月10日 講義「労働局のあっせん制度」
東京労働局雇用環境・均等部指導課 統括労働紛争調整官
大久保 純子 氏
 - 講義「労働審判制度」
最高裁判所行政局第一課長 品田 幸男 氏
 - 講義「カウンセリング技法」
厚生労働省職業安定局主席職業指導官室 中央職業指導官
井関 義浩 氏
 - 事例検討「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」
 - 11月11日 グループディスカッション
テーマ1「あっせん申請後からあっせん開催までの課題」
テーマ2「あっせんにおける委員に対するサポートの工夫・留意点」

(7) 日本労働弁護団第28回労働法講座

- ①期 日 平成28年2月27日
- ②場 所 東京都「連合会館」
- ③出席者 事務局職員
- ④内 容
 - ア 講義「改正労働者派遣法のすべて～労働者・労働組合のための活用法～」
日本労働弁護団常任幹事 梅田 和尊 氏
 - イ 講義「労働契約法20条の実践的課題～有期労働者の格差是正に向けて～」
日本労働弁護団常任幹事 水口 洋介 氏
 - ウ 講義「近似の注目すべき労働判例」
日本労働弁護団常任幹事 君和田 伸仁 氏

(8) 九州地区労使関係セミナー

- ①期 日 平成28年11月8日
- ②場 所 佐賀市「グランデはがくれ」
- ③出席者 事務局職員
- ④内 容
 - ア 講演「最新の労働法制・労働判例の動向と課題」
東京都労働委員会公益委員（東京大学社会科学研究所教授）
水町 勇一郎 氏
 - イ パネルディスカッション「紛争解決事例の検討」

【資料編】

第1 不当労働行為審査事件の推移
年別の取扱件数

(昭和21年～昭和40年)

内容		年																			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係 属 状 況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
	新規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
	合計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
終 結	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1											1	
	却下			2	2		1														
	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状 況 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
	合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3

(昭和41年～昭和60年)

内容		年																			
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
係 属 状 況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
	新規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
	合計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
終 結	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状 況 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
	合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4

(昭和61年～平成17年)

内容		年																			
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
係 属 状 況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1	
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却	2			1																1
	命 令 ・ 決 却		1				1										1				
	命 令 ・ 決 小 計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	和 解 ・ 取 下		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
	和 解 ・ 無 関 与 ・ 取 下			2		8				2					1		1		1		
状 況	和 解 ・ 取 下 ・ 取 下		2			1	1					1					1	6			
	和 解 ・ 取 下 小 計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
	合 計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1

(平成18年～平成28年)

内容		年											計									
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
係 属 状 況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1			1		1		1		1					384	
	新規申立		1		1				1			1	1		1							339
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	1	2									723
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却																				4	
	命 令 ・ 決 却																				7	
	命 令 ・ 決 小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	
	和 解 ・ 取 下				1						1											152
	和 解 ・ 無 関 与 ・ 取 下																					100
状 況	和 解 ・ 取 下 ・ 取 下		1				1														39	
	和 解 ・ 取 下 小 計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0									291	
	合 計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0									337	

終結の状況

(平成19年～平成28年)

終結の年月日・区分		事件番号	事 件 名	申立年月日
H19. 12. 17	取下げ	19年 1 号	安岐運輸事件	H19. 2. 23
H21. 7. 11	関与和解	21年 1 号	カトレア事件	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年 3 号	大分県現業事件	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年 1 号	大分大学事件	H25. 1. 17
計		4 件		

第 2 労働組合の資格審査の推移

(平成19年～平成28年)

内容	年											計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
不当労働行為救済申立			1				1		1	1		4
委 員 推 薦	2	2	3		3	2	2	2	2			18
法 人 登 記	1			2			1					4
あ っ せ ん 申 請												0
そ の 他												0
合 計	3	2	4	2	3	2	4	2	3	1		26

第3 労働争議調整事件の推移

(内容別)

(昭和21年～昭和44年)

内容		年																							
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14	16	12
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17	9	6
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1	2	
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32	27	18
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1			4
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3	2	2
	配置転換								1							2									
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1		1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1	5	
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4	8	6
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24

(昭和45年～平成5年)

内容		年																							
		45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
経済的事項	賃上げ	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1	2		1	1
	一時金	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1	3	1	1	
	その他	2			3	1			2		2	1		1		1			1	1			3	1	2
	小計	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2	5	4	3	3
非経済的事項	労働協約	1	1			1			1	1													1		
	解雇	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1			2	
	配置転換	1								2				1				1							
	団交促進	2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1		1	2	2
	その他	1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1	2			
	小計	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3	2	2	4	2
合計		28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5

(平成6年～平成28年)

内容		年																											計					
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
経済的事項	賃上げ		3	1	1	2	1											1																316
	一時金		1	1				1		1	2	1		1			1	1																209
	その他				1		1				1	1		2																				63
	小計	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	588		
非経済的事項	労働協約																			1	1												55	
	解雇				1	1		1					3	1			1	2		1	2		1	2			1	1				115		
	配置転換								1							1				1			1			1							13	
	団交促進				1		3	1			3		2	1			1	1	5	3	4	1											67	
	その他	1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1		2	1		2	1	2							64	
	小計	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	6	9	3	4	1									314	
合計	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1									902		

第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

(内容別)

内容	年																計
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
取扱件数	4	7	3	2	5	4	4	4	6	5	4	3	3	1	1	56	
経営又は人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1		35	
賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1	42	
労働条件等	3	2	2	1	1				1				1			11	
職場の人間関係			1		2	1		1	2	1						8	
その他		1				2	2	1	1	4	1		1			13	
合計	10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1	109	

※ 個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

(申請件数及び終結状況別)

年		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
新規申請		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	51
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1		16
	打ち切り	1	1					2		3				1			8
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1			14
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1	13
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1	51

注) 終結状況における繰越事件は、終結年で計上している。

第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年月	大分県	全国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全国
28年1月	1.06	1.28	2.5	3.2
2月	1.08	1.28		3.3
3月	1.09	1.30		3.2
4月	1.12	1.34	2.8	3.2
5月	1.13	1.36		3.2
6月	1.15	1.37		3.1
7月	1.23	1.37	2.0	3.0
8月	1.26	1.37		3.1
9月	1.27	1.38		3.0
10月	1.30	1.40		3.0
11月	1.29	1.41		3.1
12月	1.34	1.43		3.1

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H 5	818	103,860	23.6
S46	814	93,924	32.6	H 6	808	103,438	23.6
S47	842	96,190	30.8	H 7	798	102,082	23.1
S48	856	100,903	31.1	H 8	779	101,932	21.8
S49	909	104,015	31.8	H 9	782	100,860	21.6
S50	926	104,178	31.4	H10	743	98,107	21.6
S51	943	103,569	31.9	H11	754	96,409	22.2
S52	950	102,487	30.2	H12	739	94,711	21.9
S53	937	102,914	28.3	H13	724	92,741	20.0
S54	937	101,935	27.5	H14	698	88,361	20.0
S55	928	102,038	27.4	H15	691	86,624	20.2
S56	950	106,237	27.7	H16	671	84,032	18.7
S57	945	106,517	27.5	H17	614	82,056	18.6
S58	938	106,240	27.5	H18	586	81,420	17.9
S59	948	105,646	27.4	H19	560	79,533	17.2
S60	943	106,169	28.1	H20	553	79,057	17.2
S61	921	105,114	27.0	H21	536	80,405	18.2
S62	924	102,648	26.5	H22	533	79,863	18.1
S63	858	101,824	25.9	H23	531	81,408	17.8
H元	850	103,438	25.5	H24	521	81,342	17.8
H 2	844	101,734	25.4	H25	521	80,513	17.5
H 3	831	102,394	23.6	H26	516	80,180	17.3
H 4	825	103,905	23.1	H27	508	79,178	16.7

*組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」
(現行調査は、昭和45年開始)

第7 労働争議の発生状況

年	件数 (件)	参加人数 (人)
S45	77	36,619
S46	125	91,580
S47	218	81,142
S48	298	104,349
S49	402	128,719
S50	299	111,582
S51	297	78,823
S52	233	85,615
S53	204	88,819
S54	99	63,455
S55	118	88,414
S56	322	116,690
S57	243	77,629
S58	88	33,021
S59	105	86,088
S60	185	42,909
S61	30	7,202
S62	65	10,321
S63	40	4,092
H元	30	4,467
H 2	26	5,361
H 3	18	795
H 4	24	5,158
H 5	15	2,496

年	件数 (件)	参加人数 (人)
H 6	10	1,675
H 7	14	1,696
H 8	7	202
H 9	8	522
H10	11	1,293
H11	9	482
H12	7	132
H13	11	820
H14	4	356
H15	7	104
H16	6	416
H17	1	3
H18	4	84
H19	0	0
H20	4	38
H21	4	24
H22	8	40
H23	6	432
H24	8	381
H25	10	381
H26	4	234
H27	5	305
H28	2	15

*資料：県雇用労働政策課「労働争議統計調査」
(現行調査は、昭和45年開始)

第8 委員

区分	氏名	期別	31期	32期	33期	34期	35期	36期	37期
			H2. 1. 16～	H4. 1. 16～	H6. 1. 16～	H8. 1. 16～	H10. 1. 16～	H12. 1. 24～	H14. 1. 24～
公益委員	加来義正		●						
	古城敏雄		◎	◎(5. 6. 13死)					
	稲垣博二		○	○					
	竹屋芳昭		○	◎					
	小富林達也		○	●	●	●	●	●	●
	立川盛郎			○(5. 8. 1任)	◎	◎	◎	◎	◎
	立花旦子			○(5. 12. 21辞)					
	藤澤清				○	○			
	牧信子				○	○	○		
	大崎美泉				○	○	○	○	○
	千手章夫						○	○	
橋本順子							○	○	
友永清								○	
労働者委員	佐々木武信		△	△					
	由布登		△						
	国清曠平		△	△	△				
	藤本宏紀		△	△	△		△(11. 2. 1任)		
	藤田良光		△(2. 11. 30辞)						
	篠田良行		△(2. 12. 1任)	△	△	△(8. 12. 10辞)			
	橋本敏雄					△(9. 1. 20任)	△	△	
	田崎洋			△(4. 6. 30辞)					
	高村友喜			△(4. 7. 1任)	△	△	△		
	江藤清志				△(7. 1. 31辞)				
	羽明省三				△(7. 2. 1任)	△	△	△	
	古賀敏光					△	△	△	
	後藤俊一					△	△(11. 1. 31辞)		
	南征一郎							△	△(15. 1. 31辞)
	舛友俊一							△	△
	棚村和秀								△(15. 2. 1任)
斎藤忠夫								△(15. 1. 31辞)	
開田惠三								△(15. 2. 1任)	
大場光夫								△	
安東テル子								△	
使用者委員	幸島秋義		▲	▲	▲	▲(9. 6. 17辞)			
	川崎安太		▲	▲					
	長谷川泰正		▲	▲	▲	▲			
	品川光		▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	竹鼻次雄		▲(2. 6. 30辞)						
	西中研二		▲(2. 7. 1任)	▲	▲(6. 6. 7辞)				
	赤峰弘三				▲(6. 6. 28任)	▲	▲	▲	
	後藤山誠				▲	▲	▲	▲	▲
	峯山久人					▲(9. 6. 18辞)	▲	▲	▲
	岡本邦彦						▲	▲	▲
伊坂信隆								▲	
杉原正晴								▲	

区分	期別 氏名	38期	39期	40期	41期	42期	43期	44期
		H16. 1. 26～	H18. 1. 26～	H20. 1. 28～	H22. 1. 28～	H24. 2. 1～	H26. 2. 3～	H28. 2. 4～
公益委員	小林 達也	●						
	富川 盛郎	◎	●	●				
	大崎 美泉	○						
	橋本 順子	○						
	友永 清稔	○						
	宇野 稔		◎	◎	◎	◎(25. 1. 31辞)		
	曾根崎 和人		○	○				
	岩尾 允子		○	○		○		
	麻生 昭一		○	○	●	●	●	
	佐藤 トモコ				○	○	○	
	須賀 陽二				○	○	○	●
	鈴木 芳明					◎(25. 2. 25任)	◎	◎
	三浦 恭子						○	○
関 惠子							○	
深田 茂人							○	
労働者委員	羽明 省三	△(17. 8. 26辞)						
	棚村 和秀	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)				
	開田 惠三	△	△	△(20. 7. 22辞)				
	大場 光夫	△(16. 11. 30辞)						
	大森 政文	△	△	△(21. 3. 31辞)				
	馬場 徳明	△(17. 1. 24任)						
	嶋崎 龍生	△	△	△	△(23. 10. 28辞)			
	米田 正規		△	△	△			
	村田 正利			△(20. 10. 9任)	△	△(幹事)	△(幹事)	
	戸高 佳到			△(20. 10. 9任)				
	宗安 勝敏			△(21. 6. 11任)				
	野上 惠子				△			
	安東 伸彦				△(23. 10. 28辞)			
	吐合 史郎				△(23. 11. 7任)	△		
	小嶋 一良				△(23. 11. 7任)	△(24. 10. 10辞)		
	小代 正人					△(24. 10. 10辞)		
	則松 佳子					△	△	
	首藤 浩二					△(24. 10. 19任)	△	
	神田 健一					△(24. 10. 19任)	△(26. 9. 21辞)	
	松尾 竜二						△(26. 9. 22任)	△
志賀 慎二						△	△	
佐藤 寛人							△(幹事)	
藤本 雅史							△	
太田 美乃里							△	
使用者委員	後藤 誠	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)				
	峯山 久人	▲	▲	▲				
	岡本 邦彦	▲	▲					
	伊坂 信隆	▲	▲					
	杉原 正晴	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤松 健一郎			▲	▲	▲	▲	▲
	田北 裕之			▲	▲	▲	▲	▲
	川崎 裕一			▲(21. 3. 17任)	▲(22. 7. 13辞)			
大塚 伸宏				▲	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	
馬場 ヒロ子				▲(22. 8. 16任)	▲	▲	▲	

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

第9 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5. 1	12	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務調整課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審 査 課</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務調整係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審 査 係</div> </div>
H12	4. 1	12	12	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="text-align: center;">調整審査課</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総 務 係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">調整審査係</div> </div>
H13	4. 1	11	11	
H14	4. 1	11	10 (～9.30) 11 (10.1～)	
H15	5. 22	11	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="text-align: center;">調整審査課</div>
H16	4. 1	10	10	
H17	4. 1	10	10	
H18	4. 1	10	10	
H19	5. 1	9	9	
H20	4. 1	9	9	
H21	4. 1	8	9	
H22	4. 1	8	8	
H23	5. 1	8	8	
H24	4. 1	8	8	
H25	4. 1	8	8	
H26	4. 1	8	8	
H27	5. 1	8	8	
H28	4. 1	8	8	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="text-align: center;">調整審査課</div> <div style="text-align: center;">調整審査班</div>

第10 大分県労働委員会規則

(平成十七年五月二十四日大分県労働委員会規則第一号)
改正 (平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号)

(目的)

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。）の規定に基づき大分県労働委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第二条 総会は、定例総会（労委規則第四条第一項の規定による総会をいう。以下同じ。）及び臨時総会（労委規則第四条第二項及び第五項の規定による総会をいう。）とする。

- 2 定例総会は、毎月第二火曜日及び第四火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第四条第二項の規定により知事又は三人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の三日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第四条第四項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第四条第五項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第三条 労委規則第五条第一項第十号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第四条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の三分の二以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第五条 法第二十一条第一項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の三分の二以上の同意があつた場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第六条 労委規則第八条第一項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
 - 一 総会で議決したとき。
 - 二 三人以上の公益委員から請求があつたとき。

(議事録)

第七条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第十五条第二項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第八条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

- 2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第九条 法第二十七条の十八に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 一 法第七条第一号、第三号及び第四号に掲げる行為に係る事件並びに同条第一号から第四号までに掲げる行為が複合した事件 三百六十日
- 二 法第七条第二号に掲げる行為のみに係る事件 百日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第一項第一号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね九十日（第一回委員調査にあつては六十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね九十日とするものとする。

- 4 第一項第二号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね四十日（第1回委員調査にあつては三十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね三十日とするものとする。

（審査の計画）

第十条 法第二十七条の六に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
- 3 法第二十四条第一項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
- 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるかと判断される場合は、この限りではない。
- 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
 - 一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
 - 二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
 - 三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

第十一条 法第二十七条の十八に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 請求する救済の内容
- 三 申立年月日
- 四 調査回数
- 五 審問回数
- 六 証人数
- 七 審査の計画で定めた日数
- 八 和解に要した日数
- 九 計画変更により増減した日数
- 十 処理日数
- 十一 終結年月日
- 十二 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年三月三十一日までに、前年一月一日から十二月三十一日までの間の分について行うものとする。
- 3 第一項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

第十二条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第二十条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第二十条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 区分
- 三 調整事項
- 四 申請年月日
- 五 調査回数
- 六 調整回数
- 七 処理日数
- 八 終結年月日
- 九 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十八年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第十一条第二項及び第十二条第二項の規定にかかわらず、平成十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第62号
(平成28年版)

平成29年3月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局
大分市大手町3丁目1番1号

(非売品)